

社会福祉法人中都 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中都定款8条及び21条に定める評議員報酬、役員報酬及び評議員選任解任委員会報酬及び苦情対応第三者委員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における役員とは、理事及び監事をいう。

2 理事のうち理事長は常勤役員という。

(報酬)

第3条 報酬は役員、評議員、評議員選任解任委員及び苦情対応第三者対応委員の職務執行の対価として支払われるものであり、その立場にあることのみをもって報酬は支給しない。

2 前項の職務執行を示すため、常勤役員はタイムカードの打刻、評議員及び評議員選任解任委員は評議員会や評議員選任解任委員会への参加を証明する書類を作成、苦情対応第三者委員は職務執行を示す書類を作成するものとする。

(報酬の総額)

第4条 役員報酬は、各年度の総額が20,000,000円を超えない範囲で報酬を支給するものとする。

(役員報酬の額)

第5条 常勤役員の役員報酬は月額840,000円を支払うものとする。ただし、常勤役員が社会福祉法人中都で施設長、園長などを兼務していることで職員としての給与や手当などが支給されている場合は、本項の役員報酬は支給しない。この場合は給与や手当などのほかに、次項に定める役員報酬を支払うものとする。

2 常勤役員以外の役員の役員報酬は、月額50,000円を支払うものとする。

3 役員が、月の途中で就任、退任又は解任した場合の報酬については、日割り計算して支給する。

4 第2条に定める常勤役員が、常勤役員の職務とは別に施設長などの法人の別の職務を兼務することとなった場合の報酬については、理事会で報酬額を協議の上、評議員会に報告の後、評議員会の承認を経て報酬を支給するものとする。

(評議員報酬の額)

第6条 評議員が評議員会に出席した場合は、出席回数1回につき手取り額10,000円を評議員報酬として支払うものとする。

(評議員選任解任委員の報酬等)

第7条 評議員選任解任委員の外部委員が評議員選任解任委員会に出席した場合は、その対価として出席回数1回につき手取り額10,000円を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の報酬等)

第8条 苦情対応第三者委員が苦情対応を行った場合は、その対価として報酬を支払うものとする。

2 苦情対応第三者委員の報酬の額は、理事長が定める。

(交通費の支給)

第9条 監事、評議員及び苦情対応第三者委員が、理事会への出席及び評議員会への出席のために要した交通費については、別に定める「役員交通費支払い規程」に基づいて交通費を支給する。交通費の実費が、「役員交通費支払い規程」で定める額を超える場合には、その実費を支給する。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経て、評議員会で承認を得なければならない。

付 則

この規程は、平成29年7月1日より適用する

この規程は、令和8年7月1日より適用する。